

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告 示

- 自衛官採用試験の試験期日及び試験場を定める件 七九
- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件 七九
- 保安林の指定をする予定である旨通知があった件 七〇
- 電線共同溝を整備すべき道路として指定した件二件 七〇
- 平成十九年度福島県任期付職員採用候補者登録試験を実施する件 七〇
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件 七三
- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地を変更した件 七三
- 福島県准看護師試験を実施する件 七三
- 救急病院の名称を変更した旨届出があった件 七三
- 林業種苗法による講習会を開催する件 七三
- 正 誤 七三
- 平成十八年一月二十四日付け定例第千七百四十号中 七三
- 平成十八年五月二十六日付け定例第千七百七十五号中 七三

告 示

福島県告示第七百二十号

自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第七十九号)第百十七条第一項及び第百十八条の規定により、平成十九年度第四次募集期における自衛官(二等陸士、二等海士及び二等空士)の追加採用試験(男子)について、次のとおり定める。

平成十九年十月三十日

福島県知事 佐藤雄平

一 受付期間

平成十九年十一月二十六日(月)から同年十二月十三日(木)まで

二 採用予定数

約五十名
試験種目及び試験期日

| 試験科目 | 試験日 |
|--|----------------|
| 筆記試験(国語、数学、社会及び作文) 適性検査 身体検査 口述試験 | 平成十九年十二月十六日(日) |

四 試験会場

| 会場名 | 住 所 |
|------------|-----------------|
| 陸上自衛隊郡山駐屯地 | 郡山市大槻町字長右エ門林一番地 |

五 採用時期

平成二十年三月又は同年四月

六 応募資格

平成二十年四月一日現在で満十八歳以上二十七歳未満の日本国籍を有する男子で、自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第三十八条第一項に規定する欠格条項に該当しないものとする。

七 問い合わせ先

自衛隊福島地方協力本部 募集課(福島市南町八十六番地)
電話〇二四―五四六―一九一九

(県民安全領域災害対策グループ)

福島県告示第七百二十一号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成十九年十月三十日から同年十一月三十日まで福島県商工労働部商工総務領域商業まちづくりグループ、福島県県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政グループ及び須賀川市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年十月三十日

福島県知事 佐藤雄平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

メガステージ須賀川Bエリア 須賀川市広表三―一ほか

二 法第八条第一項の規定により須賀川市から聴取した意見の概要

四 平成十九年十二月五日(水)
 受験申込受付期間
 平成十九年十月三十日(火) から十一月二十日(火) まで(土曜日、日曜日を除きます。)

五 受付窓口
 福島県人事委員会事務局採用給与グループ(福島市杉妻町二番十六号 電話(〇二四)五二一七五九〇)

六 問い合わせ先
 福島県総務部人事領域人事グループ(福島市杉妻町二番十六号 電話(〇二四)五二一七〇三三) 又は福島県人事委員会事務局採用給与グループ(福島市杉妻町二番十六号 電話(〇二四)五二一七五九〇)

(人事領域人事グループ)

公告第六百二二号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成十九年十月三十日

福島県知事 佐藤雄平

一 申請のあった年月日

平成十九年十月二十三日

二 名称

特定非営利活動法人あぶくまヒューマンネットワーク

三 代表者の氏名

白石 高司

四 主たる事務所の所在地

福島県田村市船引町東部台三丁目二百六十六番地

五 定款に記載された目的

この法人は、障害のある人たちの自立と社会参加を目指し、生きる喜び、働く喜びにつながる作業所運営及び就労支援に関する事業、安心と広がりのある暮らしにつながる生活支援に関する事業、環境保全に関する事業、福祉に関するまちづくり事業などを行い、地域福祉の発展に寄与することを目的とする。

(文化領域県民文化グループ)

公告第六百三十三号

障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第四十六条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨届出があった。

平成十九年十月三十日

福島県知事 佐藤雄平

| | | | | | | |
|----------|-------------|---------------------|----------------|------------------------|-------------|-----------------------|
| 事業所の名称 | 変更前の事業所の所在地 | 変更後の事業所の所在地 | 事業者の名称 | 事業者の主たる事務所の所在地 | サービスの種類 | サービスの主たる対象者 |
| ケアサポート山見 | 会津若松市山見町一 | 会津若松市東山町大字石山字院内五五六一 | 有限会社日本福祉介護サービス | 福島県会津若松市東山町大字石山字院内五五六一 | 居宅介護 重度訪問介護 | 身体障害者 知的障害者 障害児 精神障害者 |

(自立支援領域障がい者支援グループ)

公告第六百四十四号

保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三十三号)第十八条の規定により、平成十九年度福島県准看護師試験を次のとおり実施する。

平成十九年十月三十日

福島県知事 佐藤雄平

一 試験期日

平成二十年二月十三日(水)

二 試験場所

福島県産業交流館(ビッグパレットふくしま)郡山市安積町日出山字北千保十九番八

三 提出書類

- (一) 受験願書
- (二) 写真

出願前六月以内に脱帽して正面から撮影した縦六センチメートル横四センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載し、受験用写真台紙にはり付けること。

- (三) 受験資格を証する書類

ア 保健師助産師看護師法施行規則(昭和二十六年厚生省令第三十四号。以下「規則」という。)第二十七条第二号から第四号までに掲げる書類とする。

イ 受験願書の受付期間内に規則第二十七条第二号の修業証明書又は卒業証明書を添付することができない者は、当該証明書を代えて修業見込証明書又は卒業見込証明書を添付すること。ただし、この者が平成二十年三月七日午後五時までに修業証明書又は卒業証明書を知事に提出しないときは、試験結果のいかんにかかわらず当該試験は無効とする。

四 受験手数料

六千九百円とし、相当金額の福島県収入証紙を受験願書にはって納入すること(消

印はしないこと。)

五 受験願書の受付期間

平成十九年十二月十日から同月十二日までに持参又は書留郵便により郵送のこと
(郵送の場合は、平成十九年十二月十二日までの消印のあるものは有効とする。)

六 受験願書の提出先

福島県保健福祉部健康衛生領域医療看護グループ
福島市杉妻町二番十六号(郵便番号九六〇一八六七〇)
電話 〇二四一五二一七二二二(直通)

七 その他

(一) 受験願書用紙等を郵便で請求する場合は、封筒の表に「准看護師試験願書請求」と朱書して百六十円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封の上、前記受験願書の提出先へ請求すること。

(二) 試験の詳細については、福島県保健福祉部健康衛生領域医療看護グループに問い合わせること。

(健康衛生領域医療看護グループ)

公告第六百五号

次に掲げる救急病院から当該病院の名称を変更した旨届出があった。

平成十九年十月三十日

福島県知事 佐藤雄平

| | | | | |
|----------|------|------------------|---|---|
| 名 | 称 | 所 | 在 | 地 |
| 変更前 | 変更後 | いわき市平字堂根町二の三 | | |
| 財団法人竹林病院 | 竹林病院 | (健康衛生領域医療看護グループ) | | |

公告第六百六号

林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第十一条第一項の規定により、同法第十条第三項第三号イの講習会を次のとおり開催する。

平成十九年十月三十日

福島県知事 佐藤雄平

一 開催期日、開催時刻、講習対象者及び開催場所

| | | | |
|------------|------|--------------|---------------|
| 開催期日 | 開催時刻 | 講習対象者 | 開催場所 |
| 平成十九年十月三十日 | 午前十時 | 生産事業を行おうとする者 | 郡山市安積町成田字西島坂一 |

二月十三日

うとする者等

福島県林業研究センター

二 受講申込要領

講習会を受けようとする者は、福島県農林事務所(備付けの生産事業者講習会受講申込書)に手数料(福島県収入証紙一万四千円によること)を添えて、平成十九年十一月二十六日までに所轄の福島県農林事務所(備付け)に申し込むこと。

三 講習内容及び講習時間

種苗に関する法令 二時間
種苗の産地及び系統に関する事項 二時間
種苗の生産技術に関する事項 二時間

四 その他

なお、講習会の詳細については、所轄の福島県農林事務所(備付け)に問い合わせること。郵便により照会する場合は、あて先明記の八十円切手をはった返信用封筒又は返信用はがきを必ず同封すること。

(森林林業領域森林整備グループ)

正 誤

| | | | | |
|-----|---|---|---|---|
| ページ | 段 | 行 | 正 | 誤 |
|-----|---|---|---|---|

○平成十八年二月二十四日付け定例第七百四十号中

| | | | | |
|------------|------------|------------|--|---|
| 四三 | 上 | 八 | 相馬郡飯館村大字大倉字湯船三一(以上八筆国有林。) 次の図に示す部分に限る。 ・南相馬市鹿島区上柵窪字上野三の一・四(以上二筆)について次の図に示す部分に限る。 | 上柵窪字上野三の一・四・相馬郡飯館村大字大倉字湯船三一(以上八筆国有林。) 次の図に示す部分に限る。 |
| 後ろか ら一一 | 後ろか ら一三 | 後ろか ら一六 | 上野一一 長泥三六四・大字前田字前田圃一の一(以上十五筆国有林。) | 上野八の一・一一 長泥三六四・大字前田字前田圃一の一(以上十六筆国有林。) |
| 後ろか ら一一 | 後ろか ら一一 | 後ろか ら一一 | (以上三筆国有林。) 南相馬市鹿島区上柵窪字上野八 | (以上三筆国有林。) |

